



島根県報

平成31年2月1日（金）

号外第8号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部（会 計 課） 2
を改正する規則

【告 示】

島根県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正（会 計 課） 2

政府調達に関する苦情の処理手続要綱の一部改正（ ” ） 2

公布された条例等のあらまし

◇物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則（規則第2号）

1 規則の概要

引用する条項の整理（第3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第2号

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示****島根県告示第71号**

島根県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年島根県告示第367号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「県の機関」の次に「又は県が単独で設立する地方独立行政法人」を、「議定書」の次に「、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」を加える。

第2条に次の1項を加える。

5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

島根県告示第72号

政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年島根県告示第368号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「議定書」の次に「、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」を加える。

第2条第1項中「（県の機関）」の次に「又は県が単独で設立する地方独立行政法人（以下「県の機関等」という。）」を加え、「機関（）」を「機関等（）」に改める。

第11条中「機関」を「機関等」に改める。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行し、同日以降に申し立てられた苦情について適用する。